

山口県以外の事業場からの申込みについて

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、5月14日現在、緊急事態宣言は東京都、大阪府、兵庫県、京都、愛知県、福岡県の6都道府県に、まん延防止等重点措置は北海道、岐阜県、三重県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、沖縄県の8道県に適用され、更に16日から北海道、岡山県、広島県に緊急事態宣言が、群馬県、石川県、熊本県の4県にまん延防止等重点措置が追加適用されることになりました。

そして、山口県においても第4波が到来し感染者が急増しているため、県内での感染拡大防止のため最大限の注意を払って対応していく必要があるとして、山口県知事から「全ての都道府県について、通勤、通学、通院等を除き、往來を自粛する」よう示されているところです。

当協会としても、講習会場の除菌清掃の実施、受講者のマスク着用の励行等など新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組んでいるところですが、山口県知事から示された内容を踏まえ、当協会の講習への申込みをご検討されている県外の事業場の皆様に次のことについてお願いすることとしましたので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 受講申込に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、受講の必要性について慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます
- 2 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象となった都道府県の事業場からの受講申込については、自粛していただきますようお願い申し上げます。
- 3 受講申込の受付後においても、感染状況の変化等により受講をお断りすることがありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。